

**令和6年度青森県介護テクノロジートライアル事業利用促進業務委託に係る
企画提案公募に関する質問への回答**

	内容	回答
1	<p>本補助事業について、補助事業を利用する場合は、介護事業者は自身で手続きをする必要があるのか。もしくは、あおもり介護生産性向上相談センターに連絡を行えば、手続きは丸投げ（代行）を行ってもらうことが可能なのか。</p>	<p>「介護ロボット・ICT導入支援事業費補助金」の申請は、介護事業所（運営法人）が自身で手続きを行う必要があります。</p> <p>「あおもり介護生産性向上相談センター（以下「センター」という。）」での手続き代行は行っていません。</p>
2	<p>介護ロボットやICT機器等について、青森県庁（もしくは厚生労働省など）の方で作成した商品カタログは存在しているか。その場合、その内容を拝見したいが、どこで閲覧が可能か</p>	<p>厚生労働省ホームページに「介護ロボットの試用貸出リスト」が掲載されています。センターにおいても、当該リストを活用予定です。</p> <p>（参考）「介護ロボットの試用貸出リスト」 https://www.techno-aids.or.jp/robot/file05/2023rentallist.pdf</p>
3	<p>これまでの利用促進に関する取り組みとして、どのような取り組みを、どの程度の費用をかけて行った結果、現在の利用件数となっているか。</p>	<p>試用貸出・機器展示は令和5年度まで厚生労働省事業「介護ロボットの開発・実証・普及のプラットフォーム（以下「PF事業」という。）」において行われており、厚生労働省がホームページによる周知を行っているほか、各県相談窓口において独自に周知を行っています。</p> <p>（参考）「介護ロボットの開発・実証・普及のプラットフォーム」https://www.kaigo-pf.com/</p> <p>本県においては、PF事業委託先（センター委託先と同一）において、チラシ及び貸出リスト（概要版）の作成、郵送・ホームページによる介護事業所への周知、YouTubeチャンネルの開設、セミナーでの案内、関連事業の個別訪問時における案内等を行いました。</p> <p>利用促進にかかる費用のみを算出することは困難ですが、厚生労働省作成「介護分野における生産性向上の取組の支援・普及に向けた推進体制について」P65に参考情報として「各相談窓口では～（中略）～年間経費1,400万円（予算）」との記載があります。</p> <p>（参考）「介護分野における生産性向上の取組の支援・普及に向けた推進体制について」 https://www.mhlw.go.jp/kaigoseisansei/localgov/file/R4_Seisansei_jichitai_supplementary_1.pdf</p>

**令和6年度青森県介護テクノロジートライアル事業利用促進業務委託に係る
企画提案公募に関する質問への回答**

	内容	回答
4	昨年度の利用件数 81 件はどのような取り組みの結果、利用されたのか。	「介護ロボット・ICT導入支援事業費補助金」の周知については、青森県庁ホームページへの掲載を行ったほか、センターにおいて介護事業所への周知・相談対応・補助金申請受付を行いました。
5	あおもり介護生産性向上相談センターさんには、例えば利用に関心がある事業者がいた場合、事業者の事業所まで伺い、説明や利用の支援を行なっていただくことは可能か。	センターとの具体的な連携内容は要相談となりますが、職員数に限りがあるため希望する全介護事業所への個別訪問は困難であり、センターが実施する電話・メール・オンラインによる相談や、セミナー・巡回展示の場を活用していただく方向が想定されます。
6	介護事業者が補助金の利用を行うに際し、相談窓口となる組織はすでに存在しているか。存在する場合、それはあおもり介護生産性向上相談センターとなるか、それとも、本委託事業の受託事業者が行うことを想定しているか。	補助金申請についてはセンターにおいて相談対応を行っており、今年度も引き続き対応を行います。その他、センターの事業内容については、センターホームページをご確認ください。 (参考) センターホームページ (当センター事業のご紹介) https://aosyakyō.jp/about/
7	事業利用促進を行うために、介護ロボットや ICT 機器の補助が行われるレンタル期間を 2 週間から半年に伸ばすなど、より関心が低い事業者さんが利用を行いやすくなるための施策そのものの工夫などの提言は可能か。	貸出企業における貸出機器数に限りがあることと、より多くの介護事業所にトライアルを利用してもらう観点から、試用貸出期間は原則2週間としています。その他、関心が低い介護事業所が利用を行いやすくなるための施策そのものの工夫などの提言は可能です。